

最終運営委員会(1月22日)向けに提出した意見書を参考までに公表しておきます。

淀川水系流域委員会

住民意見聴取・反映 WG 殿

リバープロジェクト

木村 俊二郎

先に出された住民意見・反映の答申書について意見を述べます。

①「専門知識を有する住民」とか「知恵を醸成してきた住民」「知恵のない住民」に大別することはできないと思います。専門知識を有する住民と知恵のあるなしは同じ次元ではないと考えるからです。

②どうしてもこの分類を使うなら「河川に感心のある住民」と「河川に余り感心のない住民」に置き換えることは可能ですが、そうするなら「3つに大別できる。」ではなく「などのグループがある」くらいの表現の方が妥当でしょう。

③河川法は対象住民を特定していません。将来誰かが住民を絞り込んできたときのためにも関係住民は可能な限り広げておいたほうがいいと思います。進んで特定しなければならないことの意味が不明です。

④住民のグループ分けして分析していますが、住民意見聴取反映には全く必要が無い記述です。結果としてそのような住民のグループが意見聴取の対象になったとしても初めから限定する必要はありません。何の必要があってグループ化して差別する必要があるのか、またここに明記しなければならないのか、その必然性はないと思います。

⑤18p 下の部分ですが、母集団部分と 2-1-1 の母集団部分は統一して一箇所に書きこめばいいのではないですか。論理的にも整理されていないように思います。

⑥2-1-2 は住民をグループ分けし、その分析が行われていますが、この項は全く必要がないのではないですか。グループの分析が住民意見の反映に何の関係があるのですかといいたいのです。グループ分けにかなりのスペースを割っていますが、最初にしたように分類そのものが非科学的です。個々の知恵のあるなしは判別できても、知恵の範囲が不明確な以上、これをキーワードの住民の分類をしても科学的ではありません。分類の方法と併せてどの程度の人が各グループに所属するのか想定もできません。

⑦量的な調査という言葉を私は使いましたがアンケート調査でもいいです。本当はサンプリング調査あるいは住民意識調査がいいのですが。この調査を行うことによって「余り河川に

感心のない住民」の意見聴取も行うことが可能になります。量的な調査は「あまり意見を発現しない人たち」も調査対象ですし、勿論この人たちの意見も調査データには出てきます。このことから住民のグループ分けが余り意味を持たないことになります。

2-2 についての意見を述べます。

① 現地で現場で具体的に直接住民と対話することが第一であって、常設が“基本的に重要”とは思いません。情報は媒体を通すことによって劣化するものである以上、直接対話がベストであることは明白です。

② ただこれだけでは受け入れられる住民意見の情報が限られるので、常設窓口を設け、住民意見を広く受け入れることもまた大切であることには変わりありません。

③ 河川レンジャーはまだ試行段階がスタートしたばかり。この段階ですでに変質する恐れが出てきたことは不謹慎そのものではないですか。河川レンジャーは一定の権限と義務を持っている制度ですが、その権限と義務を持って変質するとするなら住民側にとって脅威になることは目に見えています。あまりにも軽い河川レンジャー制度ではないですか。まず、きちんと本来の趣旨に沿って実施することが最優先事項です。

④ 専門部署の設置は、河川管理者にまかせ、やらなければならない仕事内容を明記すべきというのが私の意見です。情報の集約と共有を計る仕事、特に量的な住民意見と質的な住民意見をクロスさせるような作業はかなりの専門知識を必要とし、しかも作業量もかなりあると思われますから専門的に処理する人は必要とは思いますが、それは河川管理者の仕事です。

⑤ 専門家パネルは「ガス抜き装置」そのものになりはしませんか。住民が意見を言う場合、その代表は住民に選ぶ権利があり、誰かを通さなければならないということではないと思います。なぜ直接意見を言うことを避けるのですか。この制度そのものの存在する意味が不明です。またなぜ当事者でないことが求められるのか。中立であることの意味は何なのか。また記述されているような人物は実際には存在するのですか。机上の空論ではありませんか。

⑥ その他いろいろ量的には多くの事が書かれていますが、このような答申は必要にして十分な内容でなければいけないと考えます。それには程遠い内容になっていませんか。項目も含めて再検討が必要だと私は考えていますが、時間的な余裕はもうないようです。

⑦ 第3章では、「合意形成にむけて」と題して各ステップの内容を記述し、合意形成へのロードマップを提示すべきでしょう。このロードマップこそ有識者が集まった淀川水系流域委員会に求められているものではないですか。河川管理者だけでは出来ない作業であることは充分理解できます。ですから淀川水系流域委員会に諮問されたのではないですか。今回の淀

川水系流域委員会はその責務を半分しか果たさなかったと私は考えています。

第2章住民参加のさらなる進化にむけて（修正文案）

2-1 河川整備に向けた意見聴取のあり方

住民意見の聴取するにあたって質的な調査と量的な調査がある。質的な調査には文書によるものや面接によるものなどがあり、量的な調査は主としてサンプリングによるアンケート調査などによって行われる。この二つの聴取方法は相互合い補完するものであり、この二つの聴取を組み合わせ、またデータを積み重ねることによって住民意見の全体像が推定されてくるようになる。

これまで住民意見の聴取として量的な調査は等閑にされがちであったが、新たに量的な聴取を行うことによって、これまで余り表面に現れなかった住民の意見も明らかになってくる。

住民の意見を聴取するに先立って、考えておかなければならないことがある。その一つは十分な情報開示が行われているかであり、もう一つは住民にある程度の理解（十分な理解を望みたいがそこに達することが決して容易ではないのでここでは“ある程度”に止める）ができているかということである。特に後者については、地域の有力者等特定の人を除いて事前に河川整備の内容の説明されることはこれまで無かったが、河川法が改正された現在、一般住民に対しても十分な理解を得るための努力をしなければならない。これは今端緒についたばかりであり、今後の河川行政の重要な課題である。

一般住民の河川に対する理解を促すためには、河川管理者が現地で具体的に住民と対話することが最も大切であることは論を待たないが、同時に NPO 等の住民団体が果たす役割も重要になってくる。住民同士の話題の中で河川の事が話されるなら住民の関心は一挙に高まることは明らかである、河川管理者が地域的、時間的、階層的な住民団体等の活動を、意見の差異にかかわらず支援することは今後の河川行政に大変有益であることは間違いない。

2-1-1 量的な住民意見の聴取にあたって

住民意見聴取にあたってしばしば問題となるのは関係住民の範囲である。文書、メール等での意見提出にあたっては、関係住民は意見を述べたい総ての人であり住民であることは明らかだが、量的な調査を行う場合の住民の範囲をどのようにするかは重要な課題である。

関係住民について大変興味ある試みが行われた。木津川河川事務所が行った桑子敏雄氏を

進行役にした住民対話集会が参考になる。誰でもいつでも簡単な手続きによって加わることができる対話集会の最終報告書に名前を出した人は37人であった。このうち3人を除いてすべて合併後の伊賀市民であった。ということは川上ダムに関する関係住民は伊賀市民がその出発点であるということの意味する。量的な調査の対象となる川上ダムの関係住民は伊賀市民から始めればよいということである。勿論異議が出されればその内容を検討した上、調査範囲を広げることもまた可能である。そこから得られたデータを比較検討することによって関係住民の範囲を決めて行けばよい。データが積み上げられればかなり高い確立で関係住民の意見を推定することが可能になってくる。

次に量的な住民意見の聴取方法について述べる。量的な調査は通常アンケート調査という方法が用いられるが、この方法で問題なのは設問の設定によってある程度恣意的な調査が可能だということである。これを防ぐには結果の公表だけでなく調査原票も含めて公開することが必要になる。調査方法の総てが公開されることによってその調査結果の信頼性が明らかになる。また対象とする住民の数が非常に大きな場合は、費用対効果から800から1000サンプルが最も効率がいいことは既に理論的に明確になっている。

今後内閣府で行った調査結果のデータも利用可能ということであるから、各種の調査データを集中的に管理分析することによって、住民意見の輪郭を浮かび上がらせることが可能になってくると思われるので、河川管理者は量的な住民意見の聴取を積極的に進めることを期待したい。

修正文案です。

2-2-1 住民の声を理解するために (22p)

a)窓口の常設と広報活動がなぜ必要か

河川管理者が住民意見の聴取・反映を円滑に進め、かつ住民の「信頼」と「安心」を得るためには、河川管理者自らが現地に出向き、河川の現場で具体的に直接住民と対話することが重要である。現地で十分な時間をかけて関係住民の意見を聞き取り調査を行うことは、住民意見の質的な調査に有効であり、住民意見のより深い理解を可能にする。また、関係各事務所まで出かけて意見を述べようとは思わない住民にとっても、河川管理者が現地に行って対話を行うことによって、心を開き真意を述べる機会にもなることは容易に想像できる。

ただ、現地で具体的に直接住民と対話するのにはその数に自ずから限度がある。このため常設の窓口を設けることが必要となる。常設の窓口はメール、文書等によって一般住民から広く意見を受け入れることが可能になり、また直接管理者を訪れる人にも対応できる。

ここで注意したいのは、現地で集めた住民意見の聴取内容を総ての職員が共有することである。各個人が情報を持ってもそれが共有されなければその価値は低い。各人が集めて住民意見の情報と量的な住民意見の調査結果と相俟って住民意見の全体像が見えてくるのである。個々の住民意見から住民意見の全体像を浮かび上がらせることが必要である。

b) 住民と河川管理者との協働はなぜ必要か

住民意見を聴取しようとするとき、まず住民が充分理解しているかということが大切である。このため NPO 等の住民団体との協働が必要なことは先に述べたがここでは更に詳述したい。

住民の理解を促すためにはまず河川管理者が住民の言葉で判り易く住民に説明することから始まる。質問には判り易く対応し、誤解は可能な限り無くするよう努力する。間違ってもこの段階で議論することは避ける。問題点は住民同士で話し合って整理し、あらためて河川管理者と対話を設定する。このことは議論の場ではないので、河川事務所が行うより住民自らや NPO 等の住民団体があたるのがふさわしい。河川管理者は住民団体に対し助成金等を出して住民団体の育成に努めなければならないが、運営には関与してはならない。目的はあくまでも住民の理解促進であって問題解決ではない。この活動は開催地域が特定の地域に集中しないように配慮するとともに、日時をおいて開催するなど時間的な広がりも考慮し、また若い人から高齢者までいきわたるような開催方法を考えて助成するよう務めなければならない。

住民の理解がある程度進んだところで、住民内の賛成グループ、反対グループに河川管理者も含めた議論の場に進むことになるが、この後は今後の課題である。(課題とは合意形成のロードマップの作成を意味する)

2-2-2 住民意見反映のための有効な方法

河川行政が大きな転換点を迎えるとき、行政に従事する人にもまた大きな質的な変化に遭遇することになる。下記にその対応を記したい。

a) 住民意見の聴取と情報の集約

河川管理者は現地で現場で具体的に直接住民と対話する必要があることは既に述べた。「情報は媒体を通せば通すほど劣化する」ものであるから可能な限り人やその他の媒体を通さないようにしなければならない。したがって河川管理者は住民情報に敏感に反応する感性を磨く必要があると同時に充分説明責任を果たせなければならない。これは今後の河川行政にあたる総ての人について言える。住民に対して判り易い説明ができる素養がすべての河川管理者に求められるということである。

次に、現地で集めた住民意識の情報を、各事務所内で、各整備局内で、国交省内で集約し、

情報の共有が必要である。これまでも個々の情報収集は行われてきたが情報の集約と共有が行われていなかった。行われても限定された範囲に止まっていたといえる。今後各河川管理者のもたらす情報が大量になることが予想されるので、各事務所内で情報の整理、集約を行い、所内で情報を共有するとともに整備局管内の情報も集約して比較検討を行い、地域の特性を割り出し、住民意見の全体像を見定めるためのシステムを必要となってくる。